

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成27年 第 2 号
受付日	平成27年 7月 1日
質問者	中川 雅晶 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成27年 7月14日
担 当 部 局：市民文化部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 中川雅晶議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

1. 四日市市集会所補助金交付について

四日市市は、地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自らの出資により集会所を建築、購入、修繕及び模様替えをする経費の一部を補助しています。補助金交付の運用に関しては、四日市市集会所補助金交付要綱に基づき執行されています。

そこで、修繕及び模様替に係る補助対象工事の範囲について質問を致します。集会所修繕及び模様替に係る補助対象工事の範囲は、四日市市集会所補助金交付要綱 別表に①集会所の耐久性を高めるための工事、②集会所の防災上又は安全上必要な工事、③集会所の居住性を良好にするための工事として各々内容が定められていますが、シロアリ駆除は対象としていないのが現状です。他市の集会所施設整備事業費補助を調査してみますと、多くの市でシロアリ駆除業務や害虫駆除業務といった名称で修繕の補助対象として明記しています。

本市においても、シロアリ駆除業務を修繕及び模様替に係る補助対象工事の範囲に定める必要があると考えます。ご見解、ご回答を賜りますようお願い致します。

■答弁

四日市市集会所補助金交付要綱においては、自治会が自らの出資により集会所の建築、購入、修繕及び模様替えをする経費を予算の範囲内で補助することと定めています。

その対象工事の範囲として、同要綱別表にて(1)集会所の耐久性を高めるための工事 (2)集会所の防災上又は安全上必要な工事 (3)集会所の居住性を良好にするための工事としているとともに、集会所補助金取扱基準の第3条2項第4号において、補助の対象として「設計料、各種申請料、消火器等集会所を新設又は修繕する際必要な経費」としております。

当市では、シロアリ駆除業務のみを補助対象としてはおりませんが、これまでもシロアリ駆除を含めた修繕のご相談に対して、この規定に基づきシロアリの食害による土台部分等の修繕と同時にシロアリ駆除が施工される場合には、集会所の修繕工事に対して必要な措置としてシロアリ駆除業務にかかる経費も補助対象としております。

以上のことから、今後も地域の皆さんからの集会所補助金の活用にかかるご相談に丁寧に対応し、十分ご説明するよう努めてまいります。